

# さくらんぼ

この情報誌は、“さくらんぼ”的カタチに重ね、女性と男性が一緒に並んで“実”となり、その“実”が繋がると“房（男女共同参画社会）”になるように育っていってほしいという願いから名づけられました。

今回の情報誌では、平成27年8月に制定された「女性活躍推進法」についてお伝えします。

▶ 「女性」という人材を  
日本の将来のために  
幅広く活用していきたい。

仕事をして活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会をつくりようと、国会において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月に成立しました。通称「女性活躍推進法」といわれている法律です。

この法律により、平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業や官公庁、地方自治体は、女性社員が職場において活躍できるように行動計画を策定し、女性活躍に関する情報を公表することが義務づけられました。

この法律が作られた背景には、少子高齢化社会を迎える将来、「働く人=労働力」が少なくなっていくことが予想されたことにあります。そこで注目されたのが「女性の労働力」だったのです。



## ▶ 女性の活躍とは？

企業などが、「女性の活躍を推進します！」と発信していても、多くの人は「女性の活躍って何？」、「何を推進するの？」と疑問を持っているはず。この法律は、「バリバリのキャリアウーマンになりましょう」というものでも、「男性並みに働きましょう」というものでもありません。

法律の第2条には、「男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とすること」、「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきであることに留意すること」と記されています。

なんだか難しい言葉に聞こえますが、女性だけではなく、男性を含めたワークライフバランス（仕事と家庭の両立）を見直して、女性社員が「本来の持ち味を活かすことができるようにならう」ということなのです。

## ▶ 女性だけでは何も変わらない

これまでの日本では、男性を中心となつて企業文化を培ってきました。男女平等が叫ばれ、男女差別をなくす「雇用機会均等法」の制定以降も、大きく仕組みは変わらず、男女共同参画を語るうえでよく使われる「男性は仕事、女性は家庭」という言葉で表現がされてきました。現実的に、妻は家庭において、家事・育児・介護を担う前提に立つことが多い、夫は外に出て働くことで精一杯。だから家庭生活を考えると、夫よりも妻が退職したほうが良いと自然に考える傾向がありますね。こうした考えが“いけないこと”では決してありません。問題は、すでに私たちの中に慣習として刷り込まれ、それが“あたりまえ”になっていることなのです。



そもそも職場における、男女の違いとはいつたいたいなんでしょうか。海外での仕事を手がけるある企業では、能力や業績に男女の区別はなく、「出産・育児」にのみ男女の違いがあるとして、性別にとらわれることなく、ワークライフバランスに

関連した施策を整備していく結果、女性社員も男性社員と同じように管理職に就く女性が増え、個人としての能力を高めることができたうえに、海外での勤務を希望する女性社員も増えたといいます。

現在、従業員301人以上の企業などが作る行動計画には、「男性の育児・介護休暇の取得促進」や「事業所内保育施設の設置と運営」、「短時間正社員制度の導入」など、子育て支援や多様な働き方を実現するための取り組みが多数掲載されています。

しかし、女性が男性同様に働き続けられるように、また活躍出来るようになるには、まだまだ道は遠く、これまでの慣習を打ち破るような意識改革がもっと必要なかもしれません。

### Check

恵庭市では、地域全体で子育て世代を応援したいと、子育て家庭や地域ぐるみの子育て応援、婚活、仕事と家庭の両立支援の4分野で、積極的な取り組みをしている企業等を表彰する『子育て応援企業表彰』を新たにスタートさせました。これまで以上に子育てに優しい企業が増え、子育てがしやすい社会環境づくりを目指しています。

#### 《第1回受賞企業》

##### ◆恵庭建設株式会社

独自の休暇制度の設置と利用促進によって、仕事と家庭が両立しやすい職場環境づくりを行っています。

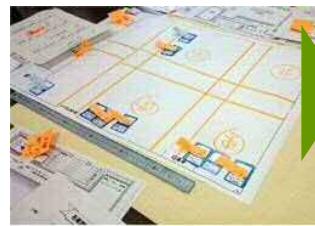
##### ◆株式会社マルハン マルハン恵庭店

学童クラブ等へおやつを寄贈し、地域子育て活動への支援を行っています。

##### ◆学校法人高陽学園

##### クラーク幼稚園

市や学校での事業への協力など、地域の  
人材育成と子育て活動への支援を行っています。



今年のテーマは防災。  
地域での女性の活動を支援する  
『女性人材育成セミナー』を開催。



昨年度まで『女性の活動ステップアップ講座』として実施していた、女性の人材育成事業は、今年度から所管を社会教育課に移し『女性人材育成セミナー』となりました。

今年度の開催は3月23日、市民会館において、内閣府男女共同参画推進局でも強く推進をしている“防災”をテーマにしたセミナーが開催され、少人数での企画にも関わらず定員を超える参加がありました。

このセミナーでは、地域で様々な活動に関わっている女性を対象に、幅広い分野の知識や技術の習得と情報の提供を目的に開催。女性だけではなく男性の参加もいただき、4つのグループに分かれてグループワークを行いました。

人はそれぞれにニーズも意見も違います。今回は避難所運営ゲームを体験しながら考えることで、男女のニーズの洗い出しと、様々な人の意見を聞き、取り入れるといった学習をしました。

いざというとき、なにが起こるかわからないのが災害です。こういった機会を活用しながら、心の備えをしていかなければならない。そんなことを考えさせられるセミナーとなりました。

発行	平成29年3月
惠庭市総務部総務課 総務・男女共同参画担当 TEL 33-3131（内2215） FAX 33-3137	ご意見、ご感想をお寄せください。